

令和6年度

第1回

君津市国民健康保険運営協議会会議録

開催年月日 令和6年5月16日（木）

君津市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催日時 令和6年5月16日(木) 午前10時00分～11時00分
- 2 開催場所 君津市役所 5階 大会議室
- 3 議 題
諮問 ①君津市国保診療所に関する条例の一部改正について
報告 ①令和5年度君津市国民健康保険特別会計決算見込について
- 4 出席委員 11名
宮 地 辰 彦 磯 貝 弘 一 石 井 治 子 多 田 友 季 子
鈴 木 周 一 加 藤 美 代 子 齊 藤 敦 能 城 一 哉
石 井 修 藤 田 美 鈴 蒔 田 洋
- 5 欠席委員 5名
大 野 澄 子 伊 賀 浩 神 由 紀 彦 松 葉 亨
眞 板 弘 彰
- 6 会議に出席した者の職、氏名
市 長 石 井 宏 子
市民生活部
部 長 村 越 護
次長(国保年金課長) 開 田 雅 典
財政部次長(納税課長) 永 田 聡
健康づくり課長 入 江 秀 臣
国保年金課
国保賦課係長 唐 鎌 孝 行
国保給付係長 平 野 真 澄
- 7 公開又は非公開の別 公開 ・ 非公開
- 8 傍聴者(定員6名) なし

【加藤議長】

ただいまの出席委員は11名で、半数以上で定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年度第1回君津市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

なお、本協議会は、「君津市審議会等の会議の公開に関する規則」に基づき、公開しております。

本日傍聴者はありませんが、本協議会の会議録は、後日市のホームページで公開されますのでご了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

市長から、諮問したい旨申し出がありました。お願いいたします。

【石井市長】

君津市国民健康保険運営協議会 会長 加藤 美代子 様 国民健康保険法第11条第2項の規定により、君津市国保診療所に関する条例の一部改正について、貴協議会の意見を求めます。令和6年5月16日 君津市長 石井宏子

— 諮問書を加藤会長へ手渡す —

【加藤議長】

ここで、市長は公務のため、退座させていただきます。

— 石井市長 退席 —

【加藤議長】

それでは、本日諮問されました「君津市国保診療所に関する条例の一部改正について」を議題といたします。ただちに、執行部の説明を求めます。

【開田市民生活部次長】

— 別紙資料により説明 —

【加藤議長】

ありがとうございました。

それでは執行部の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方はお願いします。

【議員委員】

質問させていただきます。改正の趣旨にありますように、将来にわたって医師の人材確保、安定した地域医療の確保のため、指定管理者への移行は必要なことだと思っております。その中で、改正内容の業務日及び業務時間について、現行、土曜日は午前8時半から正午までの診療時間となっておりますが、改正案の土曜日は休診ということで、土曜日に診察に来る方がどのくらいいるかはわかりませんが、土曜日しか診察に来ることが出来ない方もいらっしゃると思っておりますので、改正案において土曜日を休診とする理由と、土曜日に利用されている方の実績がわかれば教えてください。

それと、指定管理者に移行する場合の期間は5年でしょうか。そちらも併せて教えてください。

【開田市民生活部次長】

まず、土曜日に利用される方の実績についてですが、診療所全体の患者数はお配りしている資料の15ページをご覧くださいと思います。資料の下段が小櫃診療所となっておりますが、年間235日開院していて、延べ患者数が、3,922人。一日当たり換算しますと16.7人となります。資料の上段に松丘診療所を載せておりますが、令和5年度はほぼ同数となっております。土曜日にどのくらいの方が診察にくるのか、診療所の方に確認したところ、10人いないくらいと聞いております。やはり、75歳以上の後期高齢者が利用者の年齢層で一番多いので、曜日を意識せずに来院されるのかなと感じております。

これまでどおり、土曜日を開院できればいいのですが、土曜日を開院するには土曜日に勤務できる医師を確保する必要があるのと、それに伴い指定管理料も増加となりますので、市としましては土曜日は休診ということできたいと考えております。なお、指定管理の期間については5年を予定しております。

【議員委員】

土曜日の件については理解しました。君津市の運用に関する指針の中で指定管理者の管理運営についてはモニタリング制度があり、利用者の意見とか要望とか満足度とかを指定管理者がアンケートを取るようになっていたとおもいますので、利用実態に応じて、意見が挙がるようであれば小櫃診療所も含めて見直しをしていただきたいと思います。

【開田市民生活部次長】

委員のおっしゃる通り、小櫃診療所については指定管理者が年に一回アンケートを実施しております。その回答の中で、「医師が丁寧に話をしてくれる」、「看護師が親切に接してくれる」という意見もたくさんいただいております。指定管理者による運営が大変好評であると市の方では感じております。このアンケートについては松丘診療所と笹診療所を指定管理者に移行することになった場合にもぜひ取り入れて、利用者の声を直に聴く仕組みを継続していきたいと考えております。

【加藤議長】

他に質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

【宮地委員】

2点質問させていただきます。まず、笹診療所の患者数についてお手持ちの資料で分かる数字があれば教えてください。2点目が国保松丘診療所と笹診療所の業務日と業務時間をみると、重なる部分は無いように見られますが、松丘診療所と笹診療所を一括して指定管理とするのか、個別に指定管理とするのか、現時点でどのように想定されているのか教えていただければとおもいます。

【開田市民生活部次長】

指定管理の方法については、松丘診療所と笹診療所を一括してお願いするという形となります。次に笹診療所の患者数ですけれども、資料では、15ページの松丘診療所の患者数に含まれております。笹診療所単体では、開院日数年間39日で、延べ患者数は159人、1日あたりでいうと4.1人となっております。

【加藤議長】

他に質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

【蒔田委員】

診療内容について変更はあるのでしょうか？

【開田市民生活部次長】

内容については内科で変更はございません。内科を行いながら、診療にいらっしゃる方の状況を見て、通院が困難であると医師が判断した場合は、訪問診療を実施できるように条例を改正する予定ですので、準備が整い次第、内科に加えて訪問診療を実施していくことを考えております。

【加藤議長】

他に質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

【齊藤委員】

患者数の推移について、小櫃診療所の方ですけれども、平成29年度の時に9,000人強の患者様がいましたが、平成30年度は委託となったため減っているのは仕方がな

いかなと思いますが、指定管理者移行後の令和2年度からの推移では29年度の半分以下のままとなっています。数字だけを見ても、指定管理者制度になっても患者数が元に戻っていないと捉えてしまうのですが、松丘診療所を指定管理者に移行した場合に医師の確保はできると思うのですが、地元の方はどうとらえるかについてそのあたり意見があればお聞かせ願いたいです。

【開田市民生活部次長】

小櫃診療所については、常勤の医師が退職をしてから2年間、不安定な運営状況になったことから、患者が離れてしまったと分析しております。指定管理者制度になってからはコロナの影響もありましたが、その後は順調に患者数が伸びておりましたが、令和5年度は患者数が下がってしまいました。こちらとしては右肩上がりでも延びていくものと思っておりましたが、今回の状況だけ見ますとコロナ明けで一時的に患者数が伸びただけなのかなとも感じております。松丘診療所については、小櫃診療所のように空白の期間を出さずに指定管理者制度に移行する予定ですので、小櫃診療所のように通院されていた方は離れていくといったことは無いのではないかと考えております。

【加藤議長】

他に質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

【石井修委員】

すこし違った観点で質問をさせていただきます。指定管理者を募集する際に要綱を作成されると思いますが、昨年10月から始まったインボイス制度が導入されてきて、それに伴い要綱の中に適格請求書発行事業者の要件を入れるのかどうか、教えてください。

それともう一点、地元の方に対してどのような周知を行っていくのでしょうか。例えば開院時間等が変わることだけ周知するのか、指定管理者制度を導入することまで周知するのか。地元住民に対してどのように説明していくのか教えてください。

【開田市民生活部次長】

現段階では、指定管理者の要件に適格請求書発行事業者の要件を入れる方向で考えております。

それから地域への周知でございますが、6月議会において今回と同様の説明を行う予定でおります。それ以降は松丘地区の地域の連合会の方と接触をしまして、周知方法について打ち合わせをさせていただこうと考えております。なお、前回の小櫃診療所を指定管理者に移行した際は、住民説明会などを行ったという記録がありませんでしたが、より丁寧な方法で周知をしていきたいと考えております。

【石井修委員】

一つだけ懸念しているのは、適格請求書発行事業者の要件を入れると、通常、医療業務は消費税非課税ですので、自由診療で売り上げ1,000万円以上の医院は手を上げやすいのですが、それ以外の事業者が手を上げにくくなってしまおうと思います。ですので、そういった点を含めて要件の検討をしていただければと思います。

【加藤議長】

他に質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは、質疑も無いようですので、採決いたします。諮問（1）君津市国保診療所に関する条例の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いします。

— 挙手全員 —

【加藤議長】

挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで諮問事項についての審議を終了いたします。なお、答申書の作成については私にご一任願います。

それでは、答申準備のために暫時休憩といたします。再開は10時35分といたします。

— 暫時休憩 —

— 答申書 作成 —

— 石井市長 入室 —

（再開 午前10時35分）

【加藤議長】

市長が入室されましたので、ただいまから答申いたします。

【加藤議長】

君津市長 石井 宏子 様 令和6年5月16日付けにて諮問のありました君津市国
君津市国保診療所に関する条例の一部改正について下記のとおり、答申いたします。

原案のとおり改正することについて、慎重に審議した結果、異議なしと認めます。令
和6年5月16日 君津市国民健康保険運営協議会 会長 加藤美代子

— 答申書を石井市長へ手渡す —

【加藤議長】

それでは、これで諮問事項について終了いたします。ご協力いただきまして、ありが
とうございました。ここで、市長は公務のため、退座させていただきます。

— 石井市長 退席 —

【加藤議長】

続きまして、報告（1）令和5年度君津市国民健康保険特別会計決算見込について執
行部の説明を求めます。

【開田市民生活部次長】

— 別紙資料により説明 —

【加藤議長】

以上で、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑のある方はお願いします。

【議員委員】

国保の基金の状況について、残高が令和5年度は5億3,100万円ほどとなってお
り、6年度はそこから1億7,000万円取り崩して、3億6,000万円となってお
ります。今回、決算見込みにおいて歳入と歳出との差引額3億6,000万円の剰余金
がでていますが、今年度もこのうちのいくらかを補正予算で基金に積み立てるとい
うことでよろしいでしょうか。

【開田市民生活部次長】

国民健康保険基金について再度詳しくご説明させていただきます。基金については令和5年度に令和4年度の決算剰余金の4分の1にあたる1億7,000万円を積み立てまして、また、当初予算で5,000万円の取り崩しを行い、5億3,100万円となっております。6年度は当初予算で積算した際の歳入不足を補うため、基金を1億7,000万円取り崩して、現在は3億6,000万円ほどとなっております。

令和5年度、6年度の予算編成において、税収が落ち込むことを見込み、2年度続けて取崩しを行い、また、繰越金についても3億6,000万円に減っていることから財政状況が厳しい状況にあることがおわかりになると思います。ですので、庁内の調整等はこれからになりますが、今年度の課税額や加入者数の状況を見て税率の改正を検討しようと考えております。

【議員委員】

状況を見ながら、剰余金のいくらかは積むということによろしいでしょうか。

【開田市民生活部次長】

基金条例に基づき剰余金の4分の1の範囲内で積み立てを行う予定です。

【加藤議長】

他に質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは質疑もないようですので、その他、委員の皆様から何かございますか。

— 委員 その他なし —

【加藤議長】

執行部からその他として何かございますか。

— 執行部 その他なし —

【加藤議長】

それでは、ないようですので、以上をもちまして、令和6年度第1回君津市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。ありがとうございました。

(散会 午前11時00分)

議事録署名人 君津市国民健康保険運営協議会

会長 加藤 美代子